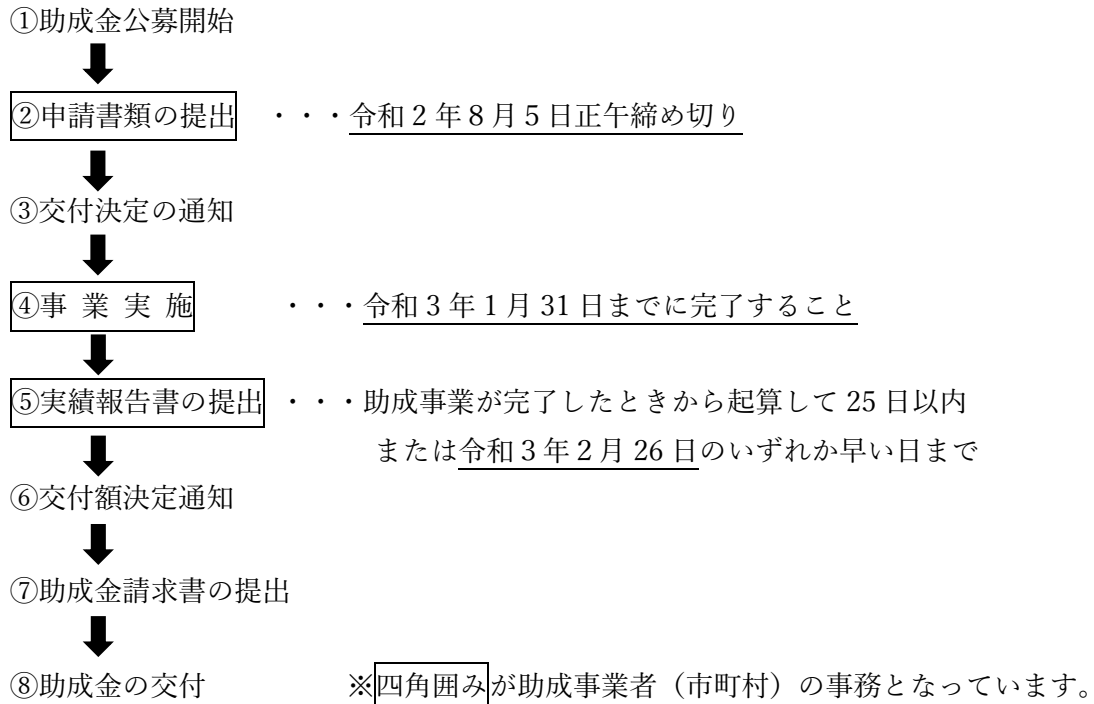


令和2年度市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業（二次募集）

助成金申請事務に係る確認・注意事項

1. 助成金申請及び交付までの流れ



2. 助成金額及び助成対象経費

(1) 助成限度額及び助成率

助成限度額は下記の通りで、助成率は、助成対象経費総額の50%です。

前年度県補助金限度額

500千円： 人口 4万人以上	那覇市、沖縄市、うるま市、浦添市、 宜野湾市、名護市、豊見城市、糸満市、 宮古島市、石垣市、南城市
350千円： 人口 4万人未満 1万人以上	読谷村、南風原町、西原町、八重瀬町、 北谷町、中城村、与那原町、北中城村、 嘉手納町、本部町、金武町、恩納村
210千円： 人口 1万人未満	今帰仁村、久米島町、宜野座村、 国頭村、伊江村、竹富町、大宜味村、 与那国町、東村、伊是名村、南大東村、 伊平屋村、多良間村、座間味村、 粟国村、渡嘉敷村、北大東村、 渡名喜村

当該助成金限度額

400千円： 人口 4万人以上	那覇市、沖縄市、うるま市、浦添市、 宜野湾市、名護市、豊見城市、糸満市、 宮古島市、石垣市、南城市、読谷村
300千円： 人口 4万人未満	南風原町、西原町、八重瀬町、北谷町、 中城村、与那原町、北中城村、嘉手納町、 本部町、金武町、恩納村、今帰仁村、 久米島町、宜野座村、国頭村、伊江村、 竹富町、大宜味村、与那国町、東村、 伊是名村、南大東村、伊平屋村、多良間村、 座間味村、粟国村、渡嘉敷村、北大東村、 渡名喜村

※前年度実施の県補助金とは助成限度額が異なるので、留意すること。

(2) 助成対象経費

助成対象経費は事業実施期間内に使用した経費で、報告書提出までに支払った事実が確認できるものとします。

① 経費区分

経費区分は以下の通りです。前年度まで実施していた県補助金とは異なる点があるので留意してください。

前年度県補助金		当該助成金	
経費区分	内 容	経費区分	内 容
共済費	必要に応じた経費		
賃金	事務局運営に必要な人件費等に要する経費		
報償費	講演会、講習会、研究会等の講師・参加者の謝金等に要する経費	報償費	講演会、講習会、研究会等の講師・参加者の謝金等に要する経費
旅費	職員、講師等の交通費、宿泊等に要する経費	旅費	推進員、講師等の交通費、宿泊等に要する経費
需用費	消耗品の購入、教材等の印刷に要する経費	需用費	消耗品の購入、教材等の印刷に要する経費
役務費	イベント参加時の保険料、資料等の郵送や運搬に要する経費等	役務費	イベント参加時の保険料、資料等の郵送や運搬に要する経費等
委託料	健康づくりボランティアの養成及び活動支援を目的とした健康づくりに取り組む団体への事業委託に要する経費	委託料	健康づくりボランティアの養成及び活動支援を目的とした健康づくりに取り組む団体への事業委託に要する経費
使用料 賃借料	会場等の使用料、備品の賃借等に要する経費	使用料 賃借料	会場等の使用料、備品の賃借等に要する経費
補助金	健康づくりボランティアの養成及び活動支援を目的とした補助に要する経費（経費の内容は委託料を除いた「補助対象経費」経費区分に準ずる）	補助金	健康づくりボランティアの養成及び活動支援を目的とした補助に要する経費（補助金の用途について内訳を明記すること。また、補助金の用途についても、助成要綱第4条の規定を適用する。）

※ 共済費、賃金は対象外（イベントや事業保険等は役務費で計上すること）。

※ 補助金については、その用途も明記すること。

② 対象外経費

以下の経費は対象外です。

- 飲食費
- 助成申請市町村の職員に係る人件費・旅費
- 備品購入代金
- 金券商品券購入費（切手代は除く）
- 家賃・光熱水費
- その他、社会通念上妥当と認められない経費

3. 申請方法

下記の書類を、提出期限までに当事業団に提出してください。

(1) 提出書類

①申請書（第1号様式）

②事業実施計画書（別紙1）

※ボランティア養成事業、活動支援事業計画をまとめて別紙1に記載してください。

③補助金使途内訳書（別紙2）

※事業計画で補助金を計上する場合は、別紙2に補助金の使途内訳を明記してください。

(2) 提出期限

令和2年8月5日（水）正午

4. 交付決定

当該申請に係る書類等を審査し、助成の可否を令和2年8月中旬頃に当該申請者に通知します。

5. 実績報告と助成金請求

(1) 実績報告

当該助成事業が完了したときから起算して25日以内または令和3年2月26日のいずれか早い日までに下記の書類を提出してください。

①実績報告書（第5号様式）

②実施経費明細書（別紙3）

※ボランティア養成事業、活動支援事業の経費をまとめて別紙3に記載してください。

③補助金支出内訳書（別紙4）

※事業計画で補助金を計上する場合は、別紙4に補助金の支出内訳を明記してください。

③ボランティア養成・活動報告書（別紙5-1、5-2）

※養成・活動報告書は、任意のフォームでの提出も可能です。

④支払いを証する書類（レシート、領収書、振込明細書等）

⑤その他（当事業団が必要と判断したもの）

(2) 助成金の確定と助成金請求

(1)の提出書類を審査し、交付すべき助成金の額を確定して、市町村長に通知します。通知を受け取ったら、通知書に記載されている期日までに助成金請求書（第6号様式）を提出してください。

市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業（助成金）についてのお問い合わせはこちらまで

〒901-2112 浦添市沢岬 2-23-1 5階

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 健康づくり課

TEL:098-879-6311 FAX:098-879-6316

MAIL:koubo@kenkou-island.or.jp

担当：本永(もとなが)、高江洲(たかえす)

